	「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る情報の安全管理に
関する規則	関する規則」に関するガイドライン
(2020年4月24日 制 定)	(2020年4月24日制 定)
(2024年2月9日 一部改正)	(2024年2月9日 一部改正)
(2024年4月26日 一部改正)	(2024年4月26日 一部改正)
(2024年10月25日 一部改正)	(2024年10月25日 一部改正)
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第1章 総則	
(目的)	
第1条 本規則は、第一種会員(デリバティブ)が行う暗号資産等関	
連デリバティブ取引に係る業務における情報の安全管理の	
ための基本的な事項を定めることを目的とする。	
(情報の安全管理措置)	
第2条 第一種会員(デリバティブ)は、情報の漏えい、滅失、毀損	
又は盗難の防止その他の情報の安全管理のために必要な措置	
を講じなければならない。	
2 第一種会員(デリバティブ)は、自らの業務の内容及び方法	
に応じ、協会が別に定める「暗号資産等関連デリバティブ取引	
業に係るシステムリスク管理に関する規則」に従い、情報の安	
全管理のためにシステムリスク管理を行わなければならない。	
(緊急時対応等)	
第3条 第3条 第一種会員(デリバティブ)は、協会が別に定め	
る「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る緊急時対応に関	
する規則」に従い、情報の安全を脅かす緊急事態が生じた場合	
の対応等を定めなければならない。	
(基本姿勢)	
第4条 第一種会員(デリバティブ)は、情報の安全管理に関する方	
針を示し、計画的に運用しなければならない。	
2 第一種会員(デリバティブ)は、情報の安全管理に要する資	
源(人的資源を含む。)を適切に配分しなければならない。	
3 第一種会員(デリバティブ)は、情報の安全管理の実施状況	
を把握し、その有効性について評価しなければならない。	
4 第一種会員(デリバティブ)は、情報の安全管理上、不適合	
な状況が生じた場合には、速やかにこれを 是正し、情報の安全	
管理体制を継続的に改善していかなければならない。	
第 2 章 基本方針	
(情報セキュリティ方針等)	
第5条 第一種会員(デリバティブ)は、以下の内容を含む情報資産	第5条第1項関係
の安全管理に関する基本方針(以下、「情報セキュリティ基本方	情報セキュリティ基本方針の概要を公衆縦覧に供する方法と
針」という。)を定め、その概要を公衆縦覧に供しなければなら	しては、例えば、会員のウェブサイトに掲載する方法が考えられ
ない。なお、本規則において、「情報資産」とは、安全管理の対	ます。公表することにより、情報の安全管理に支障が生じるよう
象となる情報及び当該情報を管理又は保管する仕組み(電子機	な内容は、情報セキュリティ基本方針の概要に含めるべきではあ
器及び紙の資料を含むがこれに限られない。)をいう。	りません。
(1) 情報セキュリティの目標	y ません。
(2) 目標達成のためにとるべき行動 (3) 情報セキュリティが必要な理由	
(4) 対象範囲とセキュリティの程度	
(5) 外部委託先における情報資産の安全管理に関する方針	
(6) 情報セキュリティの責任者	

- 第一種会員(デリバティブ)は、前項により策定する方針に 基づく具体的な実施事項及び体制、役割、責任者を明らかにし、 これらを業務活動に組み入れ、機能させるために必要となる社 内規定を整備しなければならない。
- 第一種会員(デリバティブ)は、前項の規定を実践するため の手順その他具体的な行動を明らかとする情報セキュリティ 対策手順書を策定しなければならない。
- 第一種会員(デリバティブ)は、情報セキュリティ対策の遵 守、運用状況を記録し、保管しなければならない。

第3章体制の整備

(組織体制)

- 第6条 第一種会員(デリバティブ)は、情報の安全管理の目的及び 実施体制等の枠組みを示さなければならない。
 - 第一種会員(デリバティブ)の経営陣は、業務の仕組みに情 報の安全管理のために必要な措置を組み入れ、業務体制を整備 しなければならない。
 - 第一種会員(デリバティブ)の経営陣は、役職員等(情報の 安全管理の対象とする業務の一部を外部に委託する場合にあ っては、当該外部委託先を含む。以下、この条において同じ。) を指揮し、情報の安全管理に対する役職員の取り組みを支援し なければならない。
 - 第一種会員(デリバティブ)の経営陣は、役職員等に情報の 安全管理の重要性を伝達し、かつ、成果達成の意識を高めるた めに必要な措置の実施に努めなければならない。
 - 第一種会員(デリバティブ)の経営陣は、コンピュータシス テムの不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、コンピュー タウィルス等の不正プログラムの侵入防止対策等を実施しな ければならない
 - 6 第一種会員(デリバティブ)の経営陣は、他社における不正・ 不祥事件も参考に、情報の安全管理体制の PDCA サイクルに よる継続的な改善を図らなければならない。

(情報セキュリティ委員会の設置)

- 第7条 第一種会員(デリバティブ)は、情報の機密性、完全性、可 | 第7条第2項関係 用性を維持するために、次の各号の役割を担う情報セキュリテ ィ委員会を設置しなければならない。
 - (1) リスク管理の環境整備
 - (2) 情報の安全管理に関する文書の決定
 - (3) 情報の安全管理に関する施策の策定及び改訂
 - (4) 発生したセキュリティ問題の検討
 - (5) 情報の安全管理の運用評価に基づく改善
 - 2 第一種会員(デリバティブ)は、前項の委員会を管掌する役 員を任命しなければならない。
 - 第一種会員(デリバティブ)は、第1項の委員会が有効に機 能するために必要な人員その他の経営資源を配備しなければ ならない。

情報セキュリティ委員会を管掌する役員(情報セキュリティ最 高責任者)については、会員における情報の安全管理の最高責任 者としての権限と責任を有する限り、必ずしも会社法上の役員に 限定するものではありません。また、情報セキュリティリスクは、 システムリスクの1つとして位置付けられるものであるため、会 員の規模や業容に応じて、暗号資産等関連デリバティブ取引業に 係るシステムリスク管理に関する規則第5条に定めるシステムの 統括責任者が情報セキュリティ最高責任者を兼ねることも合理的 であると考えられます。

(情報セキュリティ最高責任者)

- 第8条 前条第2項により任命された役員は、情報セキュリティ最高 責任者として、情報セキュリティ委員会を運営するほか、次の各 号の役割を担うものとする。
 - (1) 情報管理責任者の監督
 - (2) 取締役会への情報セキュリティに係るリスク管理状況の

報告 (3) 重大インシデント発生時の対応指揮(当局等への外部連絡 を含む。) 情報セキュリティ最高責任者は、協会が別に定める「暗号資 産等関連デリバティブ取引業に係るシステムリスク管理に関 する規則」第6条に規定するシステム統括管理責任者を兼務す ることができる。 (情報管理責任者の設置) 第 9 条 第一種会員(デリバティブ)は、部署又は業務単位ごとに | 第9条関係 情報管理責任者を設置しなければならない。 企業規模にもよりますが、日常の業務管理においても情報の安 情報管理責任者は、部署等に存在する情報資産を把握し、そ 全管理は必要となることから、部署単位又は業務単位での責任者 の利用及び保管方法その他日常業務における情報の安全管理 を設けて、かつ、横断的な監督を図る趣旨です。例えば、一人のみ 配置されている部署であれば、当該者を情報管理責任者として指 に必要とする事項を取りまとめ、管理状況を記録し、管轄する 業務に関わる役職員の情報資産の安全管理を指導しなければ 名することになります。 ならない。 情報管理責任者は、管理対象とする情報資産の漏えいその他 情報の安全管理上の問題が発生した場合には、直ちに情報セキ ュリティ最高責任者に報告しなければならない。 情報管理責任者は、協会が別に定める「暗号資産等関連デリ バティブ取引業に係るシステムリスク管理に関する規則 | 第7 条に規定するシステム管理責任者を兼務することができる。 (モニタリング) 第 10 条 第一種会員(デリバティブ)は、情報資産が適切に管理され ていることを定期的にモニタリングし、管理体制を継続的に見 直さなければならない。 (社員教育) 第11条 第一種会員(デリバティブ)は、セキュリティ意識の向上を 図るため、全役職員に対するセキュリティ教育(外部委託先に おけるセキュリティ教育を含む。)を行なわなければならない。 第 4 章 リスク管理 (リスク管理プロセス) 第 12 条 第一種会員(デリバティブ)は、情報の安全管理に影響を及 ぼす組織内外の状況を把握し、リスクアセスメントを行わなけ ればならない。 第一種会員(デリバティブ)は、前項の結果を踏まえ、情報 の安全管理に係るリスクを低減しなければならない。 第一種会員(デリバティブ)は、第1項の結果及び前項によ る低減後のリスクを用いて情報の安全管理の仕組みに期待さ れた成果との差異を特定し、当該仕組みの適切性、妥当性、有 効性を検証しなければならない。 第一種会員(デリバティブ)は、前項の検証結果を利用し、 情報の安全管理の改善を継続して行わなければならない。 (リスク基準) 第13条 第一種会員(デリバティブ)は、リスク管理を行うため、次 の各号を含むリスク基準を定めなければならない。 (1) リスク受容基準(組織として保有することを許容するリス ク水準) (2) 情報セキュリティアセスメントを実施するための基準

(リスク特定)	
第 14 条 第一種会員(デリバティブ)は、情報の安全管理に係るリス	
 クとその所有者を特定しなければならない。	
2 第一種会員(デリバティブ)は、前項の特定のために情報資	
産の目録を作成し、以下の各号の事項を明らかにしなければな	
らない。	
(1) 資産の重要度又は資産価値	
(2) 各情報資産の管理責任者	
(3) 各情報資産における脅威	
(4) 各情報資産の脅威に対する安全管理上の脆弱性	
(リスク分析)	
第 15 条 第一種会員(デリバティブ)は、リスクの発生する可能性及	
び発生時の結果を分析し、リスクレベルを決定しなければなら	
ない。	
2 第一種会員(デリバティブ)は、次の各号のいずれか又は組	
み合わせてリスク分析を行わなければならない。	
(1) ベースラインアプローチ(既存の標準や基準をベースライ	
ンとして策定し、チェックする方法)	
(2) 非形式的アプローチ(熟練者の知識や経験に頼ったアプロ	
ーチ)	
つうり	
リティ要件を識別して評価する手法)	
3 リスク分析は、他の金融商品取引業者等における不正、不祥	
事件も参考として行わなければならない。	
(リスク評価)	
第 16 条 第一種会員(デリバティブ)は、前条の結果と第 13 条のリ	
スク基準を比較し、リスク対応のための優先順位を決定しなけ	
ればならない。	
(リスク対応)	
第 17 条 第一種会員(デリバティブ)は、リスクを有する情報資産に	
ついて、次の各号のいずれかの方法又は組み合わせることによ	
り、第 13 条第 1 号により定めるリスク受容基準を満たすため	
の対応方針を決定しなければならない。	
(1) リスク低減	
(2) リスク回避(リスクに関係する業務及び情報資産の廃止・	
廃棄)	
(3) リスク共有(情報資産あるいは安全管理対策の外部委託又	
は保険によるリスクファイナンスなど契約等)	
(徳田笙の油堂)	
(管理策の決定)	
第 18 条 第一種会員 (デリバティブ) は、前条の対処方針を具体化し、	
情報の安全管理策を決定しなければならない。	
2 第一種会員(デリバティブ)は、前項の管理策と管理策を採	
用した理由を記載した文書を作成し、保管しなければならな	
√ γ _o	
(情報の安全管理計画書の作成)	
第 19 条 第一種会員(デリバティブ)は、前条の管理策の実行計画を	
情報の安全管理計画書として取りまとめなければならない。	
2 前項の計画書の作成は情報セキュリティ委員会の管掌とし、	
当該計画は取締役会決議により決定しなければならない。	

(残留リスクの承認)	
第20条 第一種会員(デリバティブ)は、情報の安全管理計画書に記	
載する各情報資産に対するリスク所有者に対し、当該計画と受	
容リスクについて十分に説明を行い、了解を得なければならな	
√₃°	
第 5 章 顧客の重要情報等	
(洗い出し)	
第 21 条 第一種会員(デリバティブ)は、当該会員が責任を負うべき	
顧客の重要情報を網羅的に洗い出し、把握、管理しなければな	
らない。	
2 前項の洗い出しについては、次の各号を含め、業務、システ	
ム、外部委託先を対象範囲として行わなければならない。	
(1) 通常の業務では使用しないシステム領域に格納されたデ	
ータ (2) 陪実解析のためにシステムから出力された陪実解析用デ	
(2) 障害解析のためにシステムから出力された障害解析用データ	
(3) 使用を終え収納された文書	
(3) 医用を称え収削された文音	
(顧客の重要情報に係る管理ルール)	
第 22 条 第一種会員(デリバティブ)は、顧客の重要情報に関し、そ	第 22 条関係
れぞれの重要度及びリスクに応じ、次の各号の情報管理ルール	顧客の重要情報とは、業務上収集、蓄積、利用される顧客に関
を策定し、管理しなければならない。	するすべての個人情報(氏名、生年月日、取引内容等)及び法人情
(1) 情報の暗号化、ハッシュ化及びマスキングのルール	報(代表者、決算内容、取引内容等)のうち、漏えい等の問題が起
(2) 情報を利用する際の利用ルール	きた場合に顧客に影響を与えるおそれのある情報をいいます。
(3) 記録媒体等の取扱いルール 等	さん物はに関すてか自とすんものとれののも同様といいます。
(重要情報の取扱い)	
第23条 第一種会員(デリバティブ)は、顧客の重要情報について、	
次の各号の不正アクセス、不正情報取得、情報漏えい等を牽制、	
防止する仕組みの導入に努めなければならない。	
(1) 職員の権限に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権	
限の付与	
(2) アクセス記録の保存、検証	
(3) 開発担当者と運用担当者の分離、管理者と担当者の分離等	
の相互牽制体制	
(4) システムテスト等を実施する際のテスト環境と本番環境	
の分離等	
 (機密情報の取扱い)	
第 24 条 第一種会員(デリバティブ)は、顧客の重要情報であって、	
顧客に損失が発生する可能性のある情報(機密情報)のうち、	
次の各号に掲げる情報について、暗号化、ハッシュ化及びマス	
キング等の管理ルールを定めなければならない。	
(1) 暗証番号	
(2) パスワード (2) スの小野店に担告いるよう可能性のよう様型	
(3) その他顧客に損失が発生する可能性のある情報	
2 第一種会員(デリバティブ)は、前項に関し、暗号化プログ	
ラム、暗号化プログラムの設計書等の管理に関するルールを定	
めなければならない。	
3 第一種会員(デリバティブ)は、機密情報の保有・廃棄、ア	
クセス制限、外部持ち出し等について、業務上の必要性を十分	
に検討し、より厳格な取扱いをしなければならない。	
	<u> </u>

(個人情報)

- 第 25 条 第一種会員(デリバティブ)は、顧客に関する情報管理の適 | 第 25 条第 2 項関係 切性を確保する必要性及び重要性を認識 し、適切性を確保す るための組織体制の確立、社内規程の策定等、内部管理体制の 整備を図らなければならない。
 - 第一種会員(デリバティブ)は、顧客の個人情報の取扱いに ついて、個人情報保護法に関する法令・ガイドライン、金融分 野における個人情報保護に関するガイドライン及び金融分野 における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置 等についての実務指針の規定に従って、取扱基準を定めなけれ ばならない。
 - 第一種会員(デリバティブ)は、顧客に関する情報へのアク セス管理の徹底、情報の持ち出しの防止に係る対策、外部から の不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化を図らな ければならない。

顧客の個人情報の取扱基準においては、顧客の個人情報の具体 的な取扱いを行う際の具体的なルールや手続を定めることが必要 となります。これらの内容が適切に定められている限り、名称が 「取扱基準」でなくても支障はありません。

(取引時確認等により取得する個人情報の取扱い)

第26条 第一種会員 (デリバティブ) は、マネー・ローンダリング及 びテロ資金供与対策に係る業務により取得した個人情報デー タの取扱いについては、「暗号資産等関連デリバティブ取引業 に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する 規則」に従い、保管及び廃棄を適切に行わなければならない。

附則 (2020年4月24日決議)

この規則は、2020 年 5 月 1 日から施行する。

附則 (2024年4月26日決議)

この規則は、2024年5月1日から施行する。

附則 (2024年5月10日決議)

この規則は、2024年 10月 25日から施行する。

附則(2020年4月24日決議)

このガイドラインは、2020 年 5 月 1 日から施行する。

附則 (2024年4月26日決議)

この規則は、2024年5月1日から施行する。

附則(2024年5月10日決議)

このガイドラインは、2024 年 10 月 25 日から施行する。